平成２２年（フ）第１３６号
和歌山市北野229番地の１　ライオンズマンション和歌山紀伊1004
債務者　髙橋　久男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
熊本県玉名郡玉東町大字白木2077番地
債務者　西川　晴美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５７号
松江市西川津町3014番地
債務者　大江　容子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７５号
和歌山県岩出市曽屋280番地の１　201号
債務者　伊吹　智子（旧姓有南）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
和歌山県紀の川市北涌473番地６
債務者　大舘　典子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６２７号
神奈川県横浜市緑区十日市場町822―14　ハイツクレールＢ―102
債務者　齊藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６２８号
神奈川県横浜市緑区十日市場町822―14　ハイツクレールＢ―102
債務者　齊藤　貞子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６６１号
神奈川県川崎市幸区古市場1857―205
債務者　太田萬善こと　金　萬善
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６６６号
埼玉県春日部市備後西４丁目２―１―206
債務者　若月　聖子（旧姓神）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７３４号
東京都足立区千住河原町２―14―401
債務者　関根　修
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７４７号
東京都福生市加美平４丁目１―16―309
債務者　野崎　榮子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５０号
埼玉県蕨市南町４丁目５―７―101
債務者　坂本　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川619―10
債務者　藤岡由美子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５２号
東京都練馬区氷川台３丁目29―８―403
債務者　青木かよ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５８号
東京都葛飾区高砂４丁目２―30―501
債務者　池田　貞人
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８０７号
東京都大田区池上８丁目20―15―205
債務者　関口　眞澄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部